

## 山梨県産スモモ魅力発信業務仕様書

### 1 業務名

山梨県産スモモ魅力発信業務委託

### 2 業務実施期間

契約締結の日から令和4年11月30日（水）まで

### 3 目的

山梨県産のスモモは、ブドウ、モモと同様、生産量日本一であり、県ではブドウ、モモに並ぶ重要な品目に位置づけ、優れた県産農畜水産物の一つとしてPRに取り組んでいる。

令和3年8月の米国産スモモの輸入解禁に伴い、令和4年は本格的に輸入・販売され、本県産スモモと競合することが懸念されている。このため、本県産スモモが米国産スモモとの差別化が図られるよう、「貴陽」、「太陽」、「皇寿」等と、品種名を全面に出し、品質の高さをPRするとともに、地球温暖化抑制に貢献する4パーミル・イニシアチブの取り組みなどによって生産された、付加価値が高く魅力的な山梨県産スモモの優位性を、リアルとデジタルを組み合わせた効果的なプロモーションにより強力に発信し、販売促進を図る。

### 4 業務の内容

受託事業者は、次に掲げる、(1)及び(2)の項目について山梨県と協議の上、委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、山梨県の指示するものについては契約書（仕様書）に追記する。

#### (1) 実店舗でのプロモーションの実施

受託事業者は、県産スモモを購入した消費者が抽選で景品を受けられることができるプレゼントキャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）を実施し、次の業務を行うこと。

- ① 県の指定する青果物卸売市場と調整し、山梨県内の農業協同組合における共選品の上位規格品に格付けされた県産スモモを取り扱う30件以上

の小売店（実店舗に限る。）において、キャンペーンを実施すること。ただし、小売店を選定する際は、事前に県の承諾を得ること。

- ② 露地栽培のスモモの出荷時期に合わせて、キャンペーンを実施すること。
- ③ キャンペーンに関する次の業務を実施すること。
  - (ア) 必要なチラシやはがき等の資材の制作に関する業務。
  - (イ) 募集及び応募受付に関する業務。
  - (ウ) 応募者の中から、150名を抽選により選定し、その者に対して県産農畜水産物ブランド「おいしい未来へ やまなし」の対象農畜水産物等を景品として発送する業務。
  - (エ) 景品の単価は送料込みで5,000円を目安とし、複数種類設定することを可能とするが、関係法令に基づいた価格設定とすること。なお、景品の総額は750,000円を上限とする。
  - (オ) その他、実施に必要なとなる業務
- ④ キャンペーンを紹介する特設サイトの開設に関する次の業務を実施すること。
  - (ア) キャンペーンの応募ページ（山梨県産スモモに関するアンケートを含む。）から構成されるキャンペーンの特設サイト（以下、「特設サイト」という。）を制作し、公開すること。
  - (イ) 山梨県のウェブサイト中の「おいしい未来へ やまなし（URL：<https://www.pref.yamanashi.jp/oishii-mirai/>）」（以下、「県のウェブサイト」という。）に掲載するバナー広告用の画像を制作すること。ただし、県のウェブサイトへのバナー広告の掲載等、県のウェブサイトにおける設定については、別途、県が行うものとする。
  - (ウ) キャンペーンへの応募者が、県のウェブサイトには必ずアクセスするよう工夫すること。
  - (エ) 特設サイトへのアクセス数、特設サイトの各ページへのアクセス数等について集計し、県に報告すること。
- ⑤ キャンペーン実施に当たり、キャンペーン周知のための実施店舗名、店舗住所、実施期間等を公開することについて、店舗の店長等の責任を有する者からあらかじめ承諾を得ること。
- ⑥ キャンペーン実施店舗のうち、複数の店舗において、各店舗の店長等の責任を有する者やフェア実施店舗に来店した消費者から肖像権等の承諾

を得た上で、消費者と県産スモモが写っているキャンペーン実施の様子を写真撮影し、撮影した写真の画像データを県に納品し、県が県のホームページ等で周知できるようにすること。また、キャンペーン実施店舗の店長等の責任を有する者から、キャンペーン実施店舗への取材の承諾を得ること。

- ⑦ 4(1)①において使用するため、県産スモモの特徴や優位性・魅力等について、小売店等に説明するための資料を作成すること。
- ⑧ 県と協議してキャンペーンに関する成果目標を設定し、成果実績を報告すること。

(2) WEB記事の掲載及びインフルエンサーを通じた情報発信

受託事業者は、県産スモモの特徴や優位性・魅力等を多くの消費者に周知し、消費者から理解を得られるよう、キャンペーンの実施時期に合わせて、WEB情報サイトにタイアップ記事の掲載及びInstagram等のSNSを通じた2名以上のインフルエンサーによる情報発信（以下「WEB記事等」という。）に関する次の業務を行うこと。

- ① 消費者の認知度を測るための成果指標として、予めWEB記事等へのアクセス数等の目標を設定し、県に報告すること。
- ② WEB記事等の掲載内容は次の内容を満たすものとする。
  - (ア) 山梨県内で生産されている「貴陽」、「太陽」、「皇寿」等スモモの品種名を強調すること。
  - (イ) 4パーミル・イニシアチブの取り組みにより生産されていることや品質が高いことなど、他産地と比較した優位性や国内外の産地で生産されているスモモとの差別化につながる内容とすること。
  - (ウ) 県と調整して、山梨県内のスモモの栽培の様子等を撮影し、WEB記事等に掲載すること。
  - (エ) キャンペーンの実施案内を掲載することとし、その実施内容、実施期間及び実施店舗を必ず周知すること。なお、キャンペーン終了後は、同実施案内を削除すること。
- ③ WEB記事等から、県のウェブサイトアクセスできるようにWEB記事等を設定すること。
- ④ WEB記事等の掲載に当たっては、WEB記事案を作成し、事前に県の

承諾を得てから掲載すること。

- ⑤ 肖像権等の権利者から承諾を得た上で、WEB記事等に掲載する写真を撮影すること。

(3) 受託事業者は、次の書面及び電子データを保存したCD-ROM若しくはDVD-ROMを令和4年11月30日(水)までに納品すること。

- ① 4(1)及び(2)により得られた結果をまとめた書面をMicrosoft Officeのword若しくはExcel形式により作成し電子データとしてCD-ROM若しくはDVD-ROMに収録すること。

## 5 事業成果の取扱

(1) 事業成果の報告等

委託業務が完了したときは、委託業務の成果を記載した業務完了報告書を、県に提出すること。

(2) 事業成果の帰属等

- ① 委託業務により受託事業者が制作した著作物の著作権、意匠登録を受ける権利及び商標登録を受ける権利は、県に帰属すること。
- ② 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

## 6 留意事項

(1) 委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。

(2) 委託業務の遂行に際しては、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。

(3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。

(4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

(5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

- (6) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (7) 受託事業者が業務完了前に、県に納品した事業成果については、5 (2)と同様の取り扱いとする。
- (8) 委託業務で得た個人情報の取り扱いについては、山梨県産スモモ魅力発信業務委託契約書に基づき適正に取り扱うこと。

## 7 その他事項

- (1) 再委託について  
県の承諾を得たものを除き、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 仕様の変更について  
受託事業者は、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について県と協議することができるものとする。
- (3) 記載外の事項について  
本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。
- (4) 紛争処理  
委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託事業者の責任において処理するものとする。